

(イ) 更訂手續

納税義務者より所得減損に依る更訂處分の請求ありたるときは、税務署長は其の事實を調査し、減損額が収入豫算年額の四分の一に達する場合は、之を改算更訂して其の更訂額を請求者に通知すべきものである(税法第六十五條、施行規則第六十二條) 其の請求が税法規定の手續に違背したるものなるとき(規限の請求等) 又は税務署長の調査に於て、収入豫算年額に對し四分の一以上の減損なしと認めらるゝものなるときは、其の請求を却下すべきものである(施行規則第六十一條) 納税義務者若し此の却下處分に對し、又其の更訂處分ありたる場合に於ても、其の更訂額に異議不服あるときは、其の處分に對し、訴願又は行政訴訟を爲得るものである。(税法第六十六條)

(ロ) 減損更訂と家族扶養費控除の關係

本章第二、(イ)の計算例に示すが如く、所得減損の結果其の總所得(或は之よ

り税法第十五條の控除を爲したる金額) 三千圓未満となる場合に於ては、更訂の請求と同時に税法第十六條の控除即ち家族扶養費の控除を申請することが出来る(施行規則第六十條) 而して其の申請は「當初決定額三千圓を超え家族扶養費控除の特典に浴し能はざりし者にして所得減損の結果所得額三千圓となりたるもの」に限るか又は「當初決定額の如何即ち控除申請權の固有否に拘らざるもの」なるか、法文明瞭を缺くが爲決定甚だ困難であるが、余は趣旨として前段に贊するも、法文の正面解釋としては後段の廣き適用を推さざるを得ない即ち當初算出額に付免除申請の資格を有したりしと否とを問はず、減損更訂の請求に附隨して新に之を爲し得べきものと解するを相當と信ずる、更訂處分に伴ふ家族扶養費控除の手續は、總て税法第十六條の本則に依るべきものである(第三條控除金の章參照) 從て其の申請手續に付ては、施行規則第十條及十一條の規定が準用されておる(税法第六十條第二項)

(一) 減損更訂と課税最低限の關係

所得金額の減損更訂に依り總所得の減額となり、更に税法第十五條及第十六條の控除を行ふの結果所得金額八百圓未滿となるときは、所得税納税の義務なきに至るものである、此點は營業税の減損更訂手續に於て其の更訂に依り課税標準額最低限以下となるも、仍其限度に於て徵税を爲す規定と大に異なる處である。

(二) 減損更訂と税金の關係

所得金額の減損更訂は、即ち所得税の減額理由たるは謂ふ迄もない、然しながら當初決定を受けたるときの税金が、税法第二十三條第二項の規定に依て、同居家族の所得を合算したる其の總額に對し税率適用の結果算定せられたるものであるときは、其の後右同居家族中別居又は死亡等の異動ある場合に於ても、合算決定の効果は之を變更しないものであるから、仍然として其の減損更訂額を他の家族の所得と合算して税率の適用を行ふものである。

減損更訂に因る所得税減額の場合既納税金額が過納なるときは、還付請求を爲さねばならぬ、若し又其の年分第三種所得税の未納分(第二期及第四期分のみ)の筈)あるときは、更訂の請求と同時に、其の更訂處分の確定するに至る迄當該税金の徵收猶豫を請求することが出来る(税法第七十條)

第十 納税地及納税管理人

一、納税地

(イ) 納税地の意義及其の決定、變更

納税地の意義は、之を廣く解し、所得税に關する一切の關係を結付くる納税者の住居所又は指定地の謂と爲すべきものである、單に之を税金納付の地と狹く解すべきでない、即ち納税地は納税義務者の税籍地とも稱すべきものであるから、一人の納税者に付て二個の納税地有り得べからざるは謂ふ迄もない、納税

地を所得税納税上其の所得の申告決定又は納税若は納税管理人の設定手續等に密接なる關係を有するものであるから、充分に之を研究する必要がある。先づ其の順序として、抑も納税地は如何なる地を以て之を決定するや、之に關する規定の説明をせねばならぬ、税法上納税地の決定は、税法第七十二條に於てさの準則が示されてある。

(1) 税法第一條の納税義務者即ち税法施行地に住所又は一年以上の住所を有する者に付ては、原則として住所地、住所地なきときは居所地である。納税義務者若し住所地以外の地に存るときは、其の申告に依り居所地を以て納税地と定むることが出来る、但し居所地以外の地を選定することは出来ない（施行規則第六十七條）

(2) 税法第二條の納税義務者即ち税法施行地に住所及居所なきものに付ては、原則として納税者の申告に依る指定地であるが、納税義務者其の申告を爲さざ

るときは、税務署長の指定に依て其納税地を決定する（施行規則第六十六條）納税者若し其の住居又は居所を移轉するときは、納税地の變更を來すことは當然である、其の移轉が税法施行地内に於て行はるゝ場合は、移轉先即ち新納税地の税務署に納税地變更の申告を爲すべきものである（施行規則第六十九條）若し其の移轉先が税法施行地外である場合は、從來の納税地所轄の税務署へ其の旨を申告せねばならぬ（施行規則第七十條）

(ロ) 納税地と所得の申告及決定の關係  
納税地は納税義務者の税籍地とも稱すべきものである、從て其の所得の申告、決定其の他所得に關する一切の事項は、納税地所轄の税務署に於て行はるゝものである、故に所得の申告を爲す場合納税地以外の地に於て生ずる所得を有するときは、其の所得の生ずる地の税務署に對し、自己の納税地を申告すべきものである（施行規則第六十八號）例之甲地に住所する納税義務者乙地に於て所得を有する

ときは、乙地の税務署に對し、自己の納税地は甲地なる者の申告を要するの例である。納税地は唯一無二なるべきこと既に説明の如くである、而して又納税義務者に對する所得金額の決定も唯一無二たるべきは當然の理である。然るに偶々二個所以上税務署に於て、同一人に對する所得金額の決定を爲したるとき、即ち重複決定の場合は其の内容の同一たると否とに拘らず、納税義務者の住所以外、住所なきときは居所地以外の決定を取消すべきものである(税法第七十一條)此の規定は納税地を基礎觀念とするものであることは疑なき處であるが、法文に於て「住所以外住所なきときは居所地以外」と之を規定したるは甚だ其の意を得ない寧ろ之を「納税地以外」と規定することの適當なるを信する者である、税法施行地に住所及居所なき者の重複決定に對する適用を案ずれば、直に其の不備を感ずるであらう。

## 二、納税管理人

納税義務者納税地に居住せざるときは、其の所得の申告、納税其の他所得税に關する一切の事項を處理せしむる爲に、納税管理人を定め其の氏名及住所又は居所を所轄税務署へ申告しなければならぬ。税法施行地外に住所又は居所を移さむとするとき亦同様である(税法第七十三條施行規則第七十一條)納税地に現住せざるときと謂ふの意は、税法施行地に住所及居所共に之を有せざる場合は勿論、假令之を有するも現に其地に住居せざる場合を包含する、但し一時的旅行又は其他の事由に依る不在は、強て納税管理人の設定を要しない、要は所得税納税に關する各般手續に付不都合なからしめむことを念とし、納税管理人設定の要否を案すればよい。納税管理人は、委任者の所得税關係一切の處理に任ずるものであるから、所得金額の決定に對する審査の請求又は減損更訂の請求等所得税法の規定に依る手續は、總て之を代理し得べきものと解するを正當とする。但し訴願及行政訴訟手續は、其の法源異なるものであるから、從て其の代理權を認むるに由ない

ことは、敢て説明する迄もない。納税管理人を置くべき地の制限は、税法上明でないが之を設定する目的と理由に稽へ、納税地に住居する者を選定すべきものと解するを相當とする。

(終)

## 附 録

### 所得税法

(大正九年七月  
法律第十一號)

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

- 一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ
- 二 本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ
- 三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配

又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條 所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

所得税法

第一種

- 甲 法人ノ超過所得
- 乙 法人ノ留保所得
- 丙 法人ノ配當所得
- 丁 法人ノ清算所得
- 戊 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資産營業ヨリ生スル所得

第二種

- 甲 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利息
- 乙 第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條 法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得税ヲ課スベキ所得ト其他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保

シタルモノヲ謂フ

第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス  
法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ填補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ加算ス

第十一條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ剩餘財産ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クベキ金額ニ依ル

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 俸給給料歳費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル質金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額
- 二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額
- 三 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ三月末日ニ至ル期間ノ收入金額  
 五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日  
 ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株  
 式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル  
 金額ヲ控除シタル金額

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額  
 法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超  
 過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支  
 拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十五條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歳費  
 年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ  
 同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人  
 以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ

同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者アルトキハ其ノ所得ヲ  
 有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依  
 ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所得千圓以下ナルトキ 年齡十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具者癱疾者

一人ニ付 百 圓

二 所得二千圓以下ナルトキ 同

一人ニ付 七十圓

三 所得三千圓以下ナルトキ 同

一人ニ付 五十圓

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人  
 以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セサルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ  
 先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具癱疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 北海道府縣郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及  
 民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス



第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

一 軍人從軍中ノ俸給及手當

二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三 旅費、學資金及法定扶養料

四 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七 乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受ケル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年

及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第二十條 第三種ノ所得ハ八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十五條及第十六條ノ規定ニ

依ル控除ヲ爲シタル爲八百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人

以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ

超ユル金額 百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エル金額 百分ノ二十

乙 百分ノ五

丙 百分ノ五

丁 百分ノ七、五

戊 百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以內ノ

金額ニ付テハ其ノ稅率ハ百分ノ五トス

第二十二條 第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 公債ノ利子

百分ノ四

其ノ他

百分ノ五

乙

百分ノ七、五

第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シ

テ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額 百分ノ〇、五

八百圓ヲ超ユル金額 百分ノ一

千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二

千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三

二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四

三千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五

五千圓ヲ超エル金額 百分ノ六、五

七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ八

一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ九、五

一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十一

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十三

三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十五

五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十七

七萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十九

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十一

二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十三

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十七

二百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十

三百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十三

四百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戶主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル二人以上ノ同居

家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十四條 第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス  
第二十五條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十六條 第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得

金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十七條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

第二十八條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條 調査委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

調査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選舉スヘシ

第三十條 調査委員及補闕員ノ選舉區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十一條 選舉區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十五條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選舉セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第七十四條乃至第七十六條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

前項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納稅又ハ申告ト看做ス  
選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 投票及開票ニ關スル事務ハ市區町村長又ハ戸長之ヲ擔任シ選舉會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第三十三條 稅務署長ハ調査委員及補闕員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第三十四條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選舉ニ付一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

第三十五條 市區町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第三十六條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十七條 投票開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

第三十八條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第三十九條 調査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十條 調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十一條 調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ選舉區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選舉區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十二條 調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十三條 調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選舉ヲ行フ

第四十四條 前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ト爲リタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十五條 調査委員又ハ補闕員第三十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十六條 所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 所得調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十八條 所得調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第四十九條 所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條 八月三十日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間内又ハ八月三十日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十三條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十四條 調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第五十五條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調査書ヲ政府ニ提出スヘシ

一 公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額

二 利子支拂期限及利率

三 償還ノ方法及期限

四 數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

第五十六條 第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歳費年金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十七條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ質問スルコトヲ得

第五十九條 第二十六條、第五十一條又ハ第五十二條ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ

通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六十條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徴收ヲ猶豫セス

第六十一條 前條第一項ノ諸求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十二條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十二條 各稅務監督局所轄内ニ所得審査委員會ヲ置ク  
所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二 稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人  
北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員會、審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニハ日常及旅費ヲ給ス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六十五條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ査覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十六條 納稅義務者第六十一條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サスシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十八條 前第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル税金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第六十九條 法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セララル税金ヲ納付セスシテ殘餘財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第七十條 第六十四條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十一條 第三種ノ所得ニ付ニ以上ノ稅務署所轄内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府

ハ納稅義務者ノ住所ノ地以外、住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ  
第七十二條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地 住所ナキトキハ居所地ヲ以テ  
納稅地トス但シ住所ノ地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅  
地ヲ指定ス

第七十三條 納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ他所得稅ニ關スル  
一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ本法施行地外ニ住所又ハ居所  
ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第七十四條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ遁脫シタル者ハ其ノ遁脫シタル稅金ノ三倍ニ  
相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出タル者ハ其ノ罪ヲ問ハス  
前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ遁脫シタル者ノ所得金額ハ第二十六條第一項ノ規  
定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第七十五條 正當ノ事由ナクシテ第五十六條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書ヲ提  
出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第五十六條第二項

ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第七十六條 所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得  
タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、  
第四十一條、第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル  
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第七十八條 本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ本法ヲ適用ス但シ第十六條ノ規定ハ大正九年分所  
得稅ニ付テハ之ヲ適用セス

賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニシテ從前ノ規定ニ於テ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ  
付テハ本法施行前ニ於ケル收入金額ニ限り、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預  
金ノ利子ニ付テハ支拂期ノ本法施行前ニアルモノニ限り大正九年分第三種所得トシテ計算ス

第七十九條 所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人又ハ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅  
ヲ免除セラレタル法人ノ本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル第十四條第一項第四號



及第五號ノ所得其他本法施行前ニ於ケル第十四條第一項第四號ノ所得ニ付テハ本法ヲ適用セス

第八十條 本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第八十一條 法人ノ超過所得ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ大正十年七月三十一日ニ至ル間ニ終了スル各事業年度分ノ超過所得ニ限り本税ノ三割五分ヲ増徴ス

大正九年七月一日以後ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間ニ變更アリタルトキハ前項ニ該當スル舊事業年度ノ期間内ニ始期又ハ終期ヲ有スル各事業年度分ノ超過所得ニ付本法ニ依リ所得税ヲ課シ仍本税ノ三割五分ヲ増徴ス

第八十二條 所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ從前ノ規定中八月三十日トアルハ九月三十日トス

從前ノ規定ニ依ル所得調査委員、補闕員及所得審査委員ノ任期ハ大正十年五月一日ヲ以テ終了ス

第八十三條 第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得税ニ限り第一期ノ納期ヲ大正九年十月一日ヨリ三十一日限トス

第八十四條 所得税法ハ當分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

### 所得税法施行規則(大正九年七月 勅令第二百二十六號)

第一條 法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ所得税法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二條 所得税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資産價額ニ對スル所得税法施行地ニ於ケル資産價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資産價額ノ割合ニ依ルテ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三條 所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資産價額ニ對スル所得税ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資産價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條 所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得税ヲ課スヘキ留保所得ハ總

所得ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ割合ヲ總留保所得金額ニ乘シ之ヲ計算ス  
第五條 所得稅法第二十一條第二項但書ノ規定ハ當該事業年度ニ於ケル留保所得中最モ高キ稅率  
ヲ適用スヘキ金額ヨリ順次低キ稅率ヲ適用スヘキ金額ニ付之ヲ適用ス

第六條 所得稅ヲ課スヘキ所得トモノ他ノ所得トモ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ所得稅法第十  
條第一項ノ規定ニ依ル配當所得ノ計算ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條 所得稅法第十四條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費  
家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場  
所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ  
費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條 第三種ノ所得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ爲  
スヘシ

所得稅法第十四條第一項第二號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一  
項第一號、第二號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引キ計算ス

第九條 所得稅法第十六條ノ不具癡疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者其ノ他  
重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第十條 所得稅法第二十五條第二項ノ申請書ニハ年齢十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡  
疾者ノ氏名、生年月日、職業、申請者トノ續柄及不具癡疾ノ事實ヲ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提  
出スヘシ

其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者所得稅法第十六條ノ規  
定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ  
提出スヘシ

所得稅法第十六條第二項ノ場合ニ於テハ前二項ノ申請書ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出  
スルヲ以テ足ル

第十一條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者一對シ戸  
籍ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二條 左ニ掲タル公共團體ニハ所得稅法第十七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

- 一 府縣組合、郡組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、沖繩縣ノ區及區内ノ部、北海  
道地方費、北海道ノ區及區町村内ノ部、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水  
利組合聯合、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要  
物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外

國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜産組合、畜産組合聯合會、農會、商業會議所其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ

二 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ他ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

第十三條 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一 金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二 鐵ノ條、竿、テ一形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)

三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四 汽罐、原働機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五 磷、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六 製紙用バルブ

七 板硝子

八 コンデンスドミルク

九 絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅餘尺一尺八寸以上及長

餘尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十四條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付所得稅ノ

免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十五條 所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第二十四條又ハ

第二十五條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年五月一日以後ニ於テ第三

種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申

請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十六條 法人ノ各事業年度ノ所得ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日內又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日內ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七條 解散シタル法人ノ清算所得ハ殘餘財産確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ殘餘財産ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スヘキ殘餘財産確定ノ都度之ヲ申告スヘシ

第十八條 合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ合併ノ日ヨリ十四日內ニ合併ニ關スル書類

及合併ニ因リテ繼承シタル資産ノ明細書ヲ添附シ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十九條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類金額、所得ノ基本タル資産營業ノ所在地所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス

第二十條 所得稅法第五十六條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

- 一 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ毎年四月末日限
- 二 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限
- 三 法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日

無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ毎年四月末日限  
第二十一條 前條ノ支拂調書ニハ左ノ各號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所、氏名及

各人別支拂金額ヲ記載スヘシ

一 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ年分ノ支拂金額及其ノ金額計算ノ基礎但シ其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ異動アリタルモノニ付テハ其ノ事實

二 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額及支拂金額ノ確定シタル月日

三 法人ノ利益若ハ利息配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ其ノ支拂金額、支拂金額ノ確定シタル月日及其ノ支拂ヲ受クル者ノ拂込金額別株式數、出資金額、基金其ノ他支拂金額計算ノ基礎  
無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ支拂金額、支拂月日及其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ拂込金額別株式數其ノ他支拂金額ノ計算ノ基礎

第二十二條 第二十條第一號ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出シタル後六月末日迄ニ其ノ記載事項ニ付異動アリタルトキハ七月十日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十三條 第二十條及前條ノ規定ニ依ル調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ調書ニ記載シタル一件一人毎ニ五厘ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ計算ノ基礎ヲ記載シタル請求書ヲ七月末日迄ニ所轄

稅務署ニ提出スヘシ

第二十四條 所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調查委員會ヲ置クヘキ市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第二十五條 調査委員ノ定數ハ五人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得

第二十六條 所得稅法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第二十七條 稅務署長ハ選舉期日前三十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人名簿正副ニ通テ調製シ副本ヲ市區町村長又ハ戶長ニ送付スヘシ

市區町村長又ハ戶長ハ選舉期日前二十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ五日間市區役所、町村役場又ハ戶長役場ニ於テ選舉人名簿ノ副本ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ

關係者選舉人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ決定ズヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長ハ正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長又ハ戶長ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日ノ前日ヲ以テ確定ス

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選舉人名簿ニ付テハ大藏大臣ハ第一項乃至第四項ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 市區町村長又ハ戶長ハ投票區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第二十九條 投票ノ効力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ市區町村長又ハ戶長之ヲ決定スヘシ

第三十條 市區町村長又ハ戶長ハ投票ノ有効無効ヲ區別シ調査委員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第三十一條 投票ノ調査終リタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

- 一 投票及開票ノ日時及場所
- 二 投票及開票ノ立會人ノ住所及氏名
- 三 投票人及投票ノ總數並有効投票及無効投票ノ數
- 四 投票ヲ無効ト決定シタル事由
- 五 被選舉人ノ氏名及其ノ得票數

第三十二條 選舉會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ク

第三十三條 稅務署長ハ選舉區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選舉會ニ立ハシムヘシ

第三十四條 所得調査委員會ノ開會日數ハ各所得調査委員會ノ區域内ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納メタル者ノ數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ

三十日以内

三千人以上ナルト

二十五日以内

千人以上ナルトキ

二十日以内

五百人以上ナルトキ

十五日以内

五百人未満ナルトキ

十日以内

第三十五條 所得調査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第三十六條 所得調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第三十七條 稅務署長所得稅法第二十六條、第五十一條、第五十二條又ハ第七十四條第二項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十八條 所得稅法第五十九條第二項ノ公告ハ納稅義務者ノ氏名及所得金額ヲ官報ニ掲載シテ

之ヲ爲スヘシ

第三十九條 所得稅法第六十條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ所得金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第四十條 審査委員及其ノ補闕員ノ選舉事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス

第四十一條 審査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選舉スヘシ

補闕員ハ稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員之ヲ互選ス

第四十二條 稅務監督局長ハ審査委員及補闕員ノ選舉期日、投票時間及投票場所ヲ定メ之ヲ調査委員ニ通知シ同時ニ投票用紙ヲ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ニハ之ヲ受クヘキ調査委員ノ屬スル府縣又ハ北海道ニ於ケル調査委員ノ氏名表ヲ添附スヘシ

第四十三條 審査委員及補闕員ノ選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ審査委員及補闕員ノ各選舉ニ付一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ但シ相當ノ事由ニ因リ自ラ投票所ニ至ルコト能ハサルトキハ郵便ニ依リ投票スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間後到着シタル投票ハ無効トス

第四十四條 稅務監督局長ハ調査委員中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ  
第四十五條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齢多キモノヲ取り  
年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 審査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第四十七條 審査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ニ當選ノ通知ヲ爲  
シ且其ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十八條 審査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十九條 審査委員及補闕員ハ稅務監督局所轄内ニ於ケル調査委員全部ノ改選アリタルトキ又  
ハ稅務監督局ノ管轄區域ニ異動アリタルトキ之ヲ改選ス

第五十條 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ補闕員ヲ以テ之ヲ補  
充ス但シ北海道ニ在リテハ補闕員中投票ノ最多數ヲ得タルモノヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同  
シトキハ年齢多キヲ取り年齢同シトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ闕員ヲ補充スヘキ補闕員ナキトハ審査委員ノ補闕選舉ヲ行フ

第五十一條 審査委員又ハ補闕員ニシテ調査委員タルノ資格ナキニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ  
第五十二條 所得審査委員會ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第五十三條 所得審査委員會ハ開會ノ始ニ於テ審査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第五十四條 所得審査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得  
ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十五條 所得審査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル審査委員中年齡多キ者會長ノ職務  
ヲ代理ス

第五十六條 審査委員ハ自己及自己ト同一戶籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十七條 稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ所得審査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
第五十八條 所得審査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ

第五十九條 稅務監督局長所得稅法第六十一條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納  
稅義務者ニ通知スヘシ

第六十條 納稅義務者者所得稅法第六十四條ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲サムトス  
ルトキハ同時ニ所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ申請スルコトヲ得

第十條及第十一條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第六十一條 所得稅法第六十四條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタル

モノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ收入豫算年額四分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第六十二條 稅務署長所得稅法第六十五條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十三條 所得金額ノ決定後同居者ニ異動アルモ所得稅法第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第二項及第二十三條第二項ノ規定ノ適用ニ依リテ生シタル効果ハ變更セズ

第六十四條 所得稅ヲ課セサル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ

第六十五條 第二種ノ所得ニ付其ノ金額ノ支拂者所得稅ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ其ノ地ノ金庫ニ拂込ムヘシ第二種乙ノ所得ニ付テハ尙其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添附スヘシ

第六十六條 所得稅法第七十二條第二項ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ申告ナキトキハ稅務署長其ノ納稅地ヲ指定ス

第六十七條 第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アル者居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムトスルトキハ其ノ旨居所地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第六十八條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ於テ生スル所得ヲ有スルトキハ其ノ所得ノ生スル地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第六十九條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十條 納稅義務者所得稅法施行以外ニ住居又ハ居所ヲ移サムトスルトキハ其ノ旨納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十一條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十二條 大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

第七十三條 大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ所轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

附 則

所得稅法施行規則



本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ本令ヲ適用ス但シ所得稅法第十六條ノ規定ノ施行ニ  
 關スル規定ハ大正九年分所得稅ニ付テハ之ヲ適用セス  
 本令施行前從前ノ規定ニ依リ爲シタル所得稅免除ノ申請及第三種ノ所得ニ關スル申告ハ本令ニ依  
 リ之ヲ爲シタルモノト看做ス  
 本令施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル  
 所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル  
 大正二年勅令第六十九號ハ之ヲ廢止ス

大正十年四月二十日印刷  
 同 年四月二十五日發行

第三種所得稅法詳解

定價金貳圓四拾錢



不許複製

著者  
 兼發行者

東京府西巢鴨町二、四五九番地  
 藤澤弘

印刷者

東京市芝區西久保櫻川町二十番地  
 淺野榮作

印刷所

東京市芝區西久保櫻川町二十番地  
 株式會社 大高印刷所

發行所  
 賣捌所

東京府西巢鴨町二、四五九番地  
 振替口座東京四三八六〇番

日本租稅學會

東京市神田區錦町一丁目十九番地  
 振替口座東京六二九四番

誠文堂

大阪府北區會根崎上三丁目一五五番  
 振替口座大阪三一九七二番

巖松堂大阪店

8

光緒二十九年四月十五日



光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年



終